

通所介護（第1号通所事業）重要事項説明書

<令和7年4月1日改訂>

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 048-501-8600（午前8時30分から午後5時30分）

担当 生活相談員 大野 幸司 早坂 豪 千野 拓哉

* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 デイサービスセンターきたもと寿苑の概要

（1）提供できるサービスの種類 通所介護及び第1号通所事業サービス

施設の名称及び所在地等

施設名称	デイサービスセンターきたもと寿苑
所在地	埼玉県北本市二ツ家3-113-3
介護保険指定番号	通所介護・第1号通所事業 1175300720
サービスを提供する対象地域	北本市・桶川市・上尾市大字南、久保、上、西門前 中妻、井戸木、泉台、藤波

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）同センターの職員体制

	業務内容	常 勤	非常勤	計
管理者	サービス管理全般	1	0	1
生活相談員	生活上の相談等	3	0	3
看護職員	医療・健康管理業務	0	2	2
機能訓練指導員	機能訓練業務	1	4	5
介護職員	日常介護業務等	5	1	6
うち介護福祉士		4	1	5

（3）センターの設備の概要

定 員	40名	静養コーナー	16.32㎡
食堂兼機能訓練室	174.64㎡	相談室	2室
一般浴室	22.55㎡	送迎車	7台
特別浴室	22.99㎡		

（4）営業日及び営業時間

緊急連絡先 048-501-8600

月～日曜日・祝日	午前8時30分～午後5時30分
定休日	1月1日～3日

3 サービス内容

- ① 送迎 専用車にて送迎を行います。車椅子の方にはリフト車をご用意します。
- ② 食事 健康状況に応じ栄養バランスの取れた食事をご提供します。
- ③ 入浴 安全でゆったりとした入浴を提供します。体の不自由な方には特別浴をご利用いただきます。
- ④ 機能訓練 運動能力、機能向上 維持を目的としたリハビリを実施します。
- ⑤ 生活相談等 在宅介護に関する生活相談をお受けします。

4 料金

(1) 通所介護利用料金

(基本料金)

	単位数(1日)	1日あたりの利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	658単位	6,757円	676円	1,352円	2,028円
要介護2	777単位	7,979円	798円	1,596円	2,394円
要介護3	900単位	9,243円	925円	1,849円	2,773円
要介護4	1023単位	10,506円	1,051円	2,102円	3,152円
要介護5	1148単位	11,789円	1,179円	2,358円	3,237円

(加算料金)

	単位数(1日)	1日あたりの利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算(I)	40単位	410円	41円	82円	123円
個別機能訓練加算(I)ロ	76単位	780円	78円	156円	234円
サービス提供強化加算(II)	18単位	184円	19円	37円	56円
	単位数(月)	1月あたりの利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
個別機能訓練加算(II)	20単位	205円	21円	41円	62円
科学的介護推進体制加算	40単位	410円	41円	82円	123円

介護職員等処遇改善加算(I)	上記介護保険分総額の9.2%
----------------	----------------

(その他利用料金)

昼食代(1日に1食)	720円
おやつ(15時に1食)	80円
トロミ剤(1回使用につき)	20円
日用品費(1日) 内訳(タオル シャampoo リンス ボディーソープ 化粧水) *施設での提供をご本人様・ご家族様が提供を希望する場合	140円
教養娯楽費(1日) 内訳(習字、折り紙、絵画、刺繍、食べ物レク材料費、塗り絵、脳トレーニング)	140円

(2) 第1号通所事業利用料金

(基本料金)

	単位数	1月あたりの利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1 通所型サービスⅠ	1,798単位	18,465円	1,847円	3,693円	5,540円
要支援2 通所型サービスⅡ	3,621単位	37,187円	3,719円	7,438円	11,157円

(加算料金)

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記介護保険分総額の9.2%
----------------	----------------

(その他利用料金)

昼食代(1日に1食)	720円
おやつ(15時に1食)	80円
トロミ剤(1回使用につき)	20円
日用品費(1日) 内訳(タオル シャンプー リンス ボディーソープ 化粧水) *施設での提供をご本人様・ご家族様が提供を希望する場合	140円
教養娯楽費(1日) 内訳(習字、折り紙、絵画、刺繍、食べ物レク材料費、塗り絵、脳トレーニング)	140円
おむつ(1枚)	200円
紙パンツ(1枚)	150円
パット代(1枚)	70円
その他実費(レクリエーション等)	実費

(2) キャンセル料 (第1号通所事業を利用の方は除く)

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 利用日の前日午後17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 利用日の当日午前8時までにご連絡いただいた場合	1日の利用料の10%
③ ご利用日の当日午前8時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の50%

(3) 支払方法

毎月、20日までに前月分の請求を発行し、ご指定の口座より28日自動振替とさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申込みください。当施設職員がお伺いいたします。
通所介護計画及び第1号通所事業計画と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画及び第1号通所事業計画の作成を居宅介護支援事業所に依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①お客様の御都合でサービス利用契約を終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当社の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護（予防）給付でサービスを受けていたお客様が、自立（非該当）と認定された場合。
- ・要介護者が要支援者になった場合、要支援者が要介護者になった場合。
（ただし、この場合は条件を変更して再度契約することができます）
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当施設が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院又は病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又はお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待の防止の為に、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

7 サービス内容に関する相談・苦情

(1) お客様苦情・要望・相談窓口

・通所介護に関する苦情、要望、相談等は生活相談員、下記窓口までお申し出ください

☆苦情相談窓口

電話番号 048-501-8600

(受付時間 月～日 8時30分～17時30分) 担当者 大野

(2) 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ① 北本市役所 保健福祉部高齢介護課介護担当 048-591-1111(代)
- ② 桶川市役所 高齢介護課 048-786-3211(代)
- ③ 上尾市役所 健康福祉部高齢介護課 048-775-5111(代)
- ④ 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係
(苦情相談専用) 048-824-2568

7 第三者による評価の実地状況

第三者による評価の実地状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		